

答申個第95号  
令和2年2月28日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 佐伯 彰洋  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

自衛隊京都地方協力本部に対し提供される宛名シールの個人情報非利用停止決定事案

- 1 令和元年5月 7日付け文地第27号（諮問個第230号）
- 2 令和元年5月 7日付け文地第29号（諮問個第231号）
- 3 令和元年7月18日付け文地第77号（諮問個第236号）



## 1 審査会の結論

処分庁が行った各個人情報非利用停止決定処分は、いずれも妥当である。

## 2 審査会における審議の方法

同一の審査請求代理人から提起された別表に示す3件の審査請求（以下「本件各審査請求」という。）は、いずれも、自己の住所及び氏名の情報の記載された宛名シールを、京都市が自衛隊京都地方協力本部（以下「京都地本」という。）に対して提供すること（以下「本件情報提供」という。）の停止を求める個人情報利用停止請求（以下「本件各請求」という。）に対する各処分（いずれも非利用停止決定処分。以下「本件各処分」という。）について行われたものであることから、当審査会において、これらを併合して審議した。

## 3 審査請求の経過

本件各審査請求の経過は、別表のとおりである。

## 4 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

## 5 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 本件情報提供について

ア 自衛官募集事務の一環として、京都地本では、自衛官採用試験に関する資料を対象者（18歳及び22歳）に送付しているが、送付の対象者の住所及び氏名に関する情報について、平成29年度までは、京都地本の職員が、住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき、区役所、支所等において住民基本台帳を閲覧・書写することにより収集していた。

イ 平成30年5月、防衛大臣から京都市長に対して、「自衛官募集等の推進について」依頼があり、送付対象者の住所及び氏名に関する情報の紙媒体又は電子媒体で提供するよう求められた。

ウ この依頼を受け、本市では、京都地本と協議のうえ、住民基本台帳データから、対象者の住所及び氏名に関する情報を抽出したうえで、宛名シールにより提供することとし、平成30年11月には、

京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第10条第2項に基づき、住民基本台帳から対象者の抽出等を行う電子計算機処理について、京都市情報公開・個人情報保護審議会に諮り、承認された。

エ 平成31年1月には、改めて京都地本から、対象者の住所及び氏名に関する情報の「紙媒体（ラベル用紙）での提出」について依頼があり、4月に宛名シール（22歳14,751名分、18歳11,850名分、計26,601名分）を提供している。

(2) 本件処分の理由について

条例第30条第1項において、「自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に掲げる措置を請求することができる」と規定されており、個人情報の提供の停止に関しては、同項第3号において、「条例第8条第1項若しくは第2項（略）の規定に違反して提供されているとき」は、「当該個人情報の提供の停止」を請求することができると定められている。

このため、本件情報提供が条例第8条第1項又は第2項の規定に違反するものではないことについて、以下その理由を説明する。

ア 本件情報提供が条例第8条第1項に違反するものではないことについて

(ア) 条例第8条第1項の規定により、個人情報の目的外提供は原則禁止されており、同項ただし書により、例外的に提供できるのは、「法令に定めがあるとき」などに限定されている。

(イ) まず、自衛官の募集に関する事務の一部については、自衛隊法第97条第1項により、市町村の法定受託事務とされている。また、自衛隊法施行令第120条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されている。

(ウ) 本市においては、前述のとおり、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条（以下「両規定」という。）の規定に基づき、対象者の住所及び氏名に関する情報の提供依頼を受けたことを踏まえ、住民基本台帳データから、対象者の住所及び氏名に関する情報を抽出したうえで、宛名シールに印字し、提供している。

(エ) 本件情報提供については、条例第8条第1項第1号に規定されている「法令に定めがあるとき」に該当するもので、国の公式見解においても、「自衛官の募集に関して必要となる個人の氏名、生年月日等の情報に関する資料については、両規定により、防衛大臣が市町村の長に対して提出を求めることができるものと解される。」ことが示されている（平成26年10月7日内閣衆質187第2号）。

(オ) 以上のとおり、本件情報提供は、法令に基づくものであり、条例第8条第1項に違反するもので

はない。

イ 条例第8条第2項に違反するものではないことについて

(ア) 条例第8条第2項では、「実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を(略)提供するとき、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。」と規定されている。

(イ) 対象者の住所及び氏名に関する情報について、本市では、前述のとおり、これまで、住民基本台帳法第11条第1項に基づき、住民基本台帳全件(住所、氏名、年齢及び性別を記載)を対象とした閲覧・書写しに対応してきたところ、今回、対象者を特定したうえで、住所及び氏名のみを提供する方法へと改めることとしたものである。

(ウ) また、提供に当たっては、本年2月、本市と京都地本との間で、個人情報の複写・複製・委託の禁止、責任者の明確化、残った個人情報の返却などを内容とする個人情報の取扱いに関する覚書(以下「覚書」という。)を交わしており、22歳を対象とする募集事務の区切りとなる5月末に、22歳の方の残っていた情報の返却を受けている。また、18歳の方の残っていた情報についても同様に、9月末に返却を受けている。

(エ) 上記のとおり、個人情報の保護に万全を期しており、本件情報提供については、条例第8条第2項に違反するものではない。

ウ 上記のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

(3) その他(事実上の対応)

本件情報提供が条例に違反するものでないことは、前述のとおりであるが、自衛官募集に係る対象者情報提供事務の趣旨・目的を踏まえ、審査請求人の個人情報については、実際上の対応として、京都地本へ提供する宛名シールから除外している(本件処分の通知書の「備考」欄に、その旨を記載している。)

6 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び審査請求人による口頭意見陳述によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) プライバシー権ないし自己情報コントロール権の侵害について

ア 憲法13条は、プライバシー権ないし自己情報コントロール権を保障していることは憲法学界の通説である。最高裁判所も氏名住所等の個人情報は法的保護の対象となる旨認めている(最高裁2003年9月12日判決等)。

今回、京都市は自衛隊に対して、就職適齢者の住所氏名を印刷した宛名シールを提供したが、これは具体的な必要性に基づく特定情報の提供ではなく、自治体の保有する2万6000人以上の適齢者情報を地引き網的に流出させるもので、その広汎性からすれば市民のプライバシー権ないし自己情報コントロール権の侵害の疑いが濃厚である。また情報が提供された後に、どのように取り扱われるのかも不明である。京都市は自衛隊京都地本と、平成31年2月25日付「個人情報の取扱いに関する覚書」を交わしているが、お粗末な内容である（6(3)イ参照）。毎年毎年これが繰り返されていけば、自衛隊には膨大な個人情報が蓄積されることになるが、その利用に関する実効的な歯止めは事実上存在しない。

就職適齢者の住所氏名に関する情報は、仮にこれが官公庁から民間業者に流出すればプライバシー権ないし自己情報コントロール権の侵害が大問題となることは想像に難くない。そのことは近時問題となっているTカード情報の流出問題をみても明らかである。京都市の方針はそれらの権利に対する理解を欠くものと言わざるを得ない。

イ 弁明書では、審査請求人が指摘したプライバシー権侵害ないし自己に関する情報をコントロールする権利（情報プライバシー権）の侵害の点に全く弁明していない。このことは、本件の争点を単なる条例違反の問題に矮小化しようとするもので、不当である。

すなわち、憲法13条の幸福追求権にプライバシー権が含まれることは判例学説上確立した解釈である。従前、プライバシー権は、個人の私的領域に他者を無断で立ち入らせないという自由権的なものと理解されてきたが、今日では情報化社会の進展に伴い、自己に関する情報をコントロールする権利（情報プライバシー権）と捉えられて、自由権的側面のみならず、プライバシーの保護を公権力に対して積極的に請求していくという側面が重視されるようになってきている。これは、個人に関する情報（個人情報）が行政機関によって集中的に管理されているという現代社会においては、個人が自己に関する情報を自らコントロールし、自己の情報に就いての閲読・訂正ないし抹消請求を求めることが必要であると考えられるようになったことに基づく（芦辺信喜著・高橋和之補訂「憲法」参照）。

本件は本人の同意なしに自衛隊に対して個人情報を提供したというもので、まさに上述の意味での憲法上のプライバシー権ないし自己情報コントロール権の侵害が問題になっている事案であり、かかる権利は人格的生存に不可欠な重要性を有することからすれば、その制約に関しては厳格な基準によって審査される必要がある。

かかる観点から見た場合、自衛隊には住基台帳の閲覧は許されてきたのであって、本件情報提供が許されなかったとしても募集業務に特段の不都合があるとは思われない。他方、本件情報提供が行われることで、極めて広範囲の個人情報が拒否する者の分も含めて流出させられることになる。こうした点に鑑みれば、本件情報提供は市民のプライバシー権ないし自己情報コントロール権の侵害の疑いが濃厚である。

本件においては、単なる条例違反の存否にとどまらず、本人の同意なき自己情報の提供が憲法論として正当化できるのか否かがまずもって問われなければならない。しかるに京都市長がこの点を全く看過しているのは、憲法そのものを軽視しているものと言わざるを得ず、著しく不当である。

## (2) 条例第8条第1項違反について

ア 京都市個人情報保護条例は、法令に定めがあるときなど例外に当たる場合を除き、市長その他の市の機関が、それ以外のものに本人の同意なく個人情報を提供することを原則として禁じている（同条例8条）。従って、本人の同意なしに個人情報を提供するには、法令の定めが必要とされるが、本件においては明文の法令の定めが存在しない。

イ 住民基本台帳法は、国または地方公共団体が、法令で定める事務遂行のために必要な場合に限って、市町村長に対する住民基本台帳の写しの一部の閲覧請求（同法11条第1項）と住民票の写し等の交付請求（同法12条の2）を認めている。

しかし、同法には、特定年齢の市民の氏名・住所を市町村が抽出して閲覧に供することや、閲覧を越えて紙媒体等による情報提供することを根拠づける規定は設けられていない。

ウ 自衛隊法97条1項は、「市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と定める。

しかしながら、同条は市町村長が行う事務の内容を具体的に定めるものではなく、例えばポスターの掲示や資料の備置等、様々な事務遂行の方法が考え得る下で、プライバシーや個人情報保護に抵触するおそれのある対象年齢者全員の宛名シールの提供という特定の事務遂行方法を根拠づけるものではない。

エ 自衛隊法97条1項を受けて、自衛隊法施行規則120条は「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な・・・資料の提出を求めることができる。」と定める。京都市が今回の方針の直接的な根拠とするのがこの規定である。

しかし同条は、①防衛大臣の協力要請を根拠づけるものに過ぎず、市町村長が何をすべきかしてよいかは全く規定しておらず、②同条による資料提出要請はあくまで依頼に過ぎず市町村長には答える義務すらない。また③同条の報告・資料提供要請は、自治体の募集業務が円滑に行われているか確認するためのものに過ぎず、これにより個人情報を根こそぎとれるというのは無理がある。さらに④自衛隊法97条に個人情報の取得に関する定めがないのに、施行令によりこれほど広範な個人情報の取得が認められるというのは解釈上無理がある。

また、施行令120条は、自治体が行う募集業務（自衛官募集期間の告示、応募資格調査、受験票交付、試験期日・会場の告示、募集の広報宣伝等）に関する114～119条を受けて規定されているもので、従って同条の報告・資料提供要請は、自治体の募集業務が円滑に行われているか確認するためのものに過ぎない。ここに言う「資料」とは適齢年齢層の概数や応募見通しなどに関するものに限定されるとの見解も有力であり、これにより個人情報を根こそぎ取れるというのは無理がある。

オ 自衛隊法施行令は主権者国民の代表者で構成される国会で議決された法律ではなく、内閣の判断で制定できる政令にすぎない。本来、政令は法律の規定を施行するにあたっての細目的事項を定めるものであり、法の授權の範囲を超えた定めをおくことは許されない。

自衛隊法施行令120条は、同法97条を根拠とするものであるが、97条には個人情報の取得に

関する定めがないのに、施行令によりこれほど広範な個人情報の取得が認められるというのは解釈上無理がある。施行令120条による宛名シールの提供は同法97条の授權の限界を超えるもので違法と言わざるを得ない。

カ 甲南大学法科大学院の園田寿教授も、自衛隊法97条及び同法施行令120条には、個人情報保護の観点も存在せず、これらの規定は、自衛官等の募集事務がスムーズに遂行されるように防衛大臣が都道府県知事および市町村長に対して、募集に対する一般の反応、応募者数の大体的見通し、応募年齢層の概数等に関する報告および県勢統計等の資料の提出を求め、地方の実情に即した募集が円滑に行われているかどうかを判断するためのものであること、したがって、これらの条文を根拠に、応募に関する個々具体的な適齢者情報（個人情報）の提供を求めることは許容されないと述べており、これは傾聴に値するところである。

キ 弁明書は、審査請求人が提起した上記の法的問題に全く答えていない。反論できないからだと言わざるを得ない。弁明書で述べられているのは、国が問題なしと言っているから問題ないのだということに尽きる。

しかしこれは法律論ではない。国が言おうが誰が言おうが、違法な行為が適法となることはない。自衛隊法及び同法施行令が法的根拠たりうると京都市が確信するなら、その論拠を具体的な法律論として示すべきである。それなしに国が言っているからよいのだという論法は、自治体としての自主性も自律性も投げ捨てる態度であり、地方自治の自殺行為である。そのことは、国と地方の関係を対等な協力関係と規定する地方分権一括法（平成11年成立）の趣旨にも反する。

### (3) 条例第8条第2項違反について

ア 2006（平成18）年～2007（平成19）年にかけて、住民基本台帳法が改正され、従前、何人もできるとされてきた閲覧及び住民票の写しの請求は、正当理由ある場合に限定された。また同法には、特定年齢の市民の氏名・住所を市町村が抽出して閲覧に供することや、閲覧を越えて紙媒体等による情報提供することを根拠づける規定はない。

従って、住所氏名等が「閲覧」が可能な公開情報であるから「提供」も可能であるといった安易な解釈運用は、昨今の個人情報保護の流れ、また住基法および条例の趣旨から判断しても不適切な解釈運用であると言わざるを得ない。このことは、甲南大学法科大学院の園田寿教授も指摘しているところである。

ましてや、従前京都市が閲覧・書写で対応してきた個人情報は約8000件であり、本件情報提供により、提供される個人情報は一気に2万6601人と3倍以上に膨張しており人権侵害の範囲が拡大している。

イ 弁明書では、京都市が京都地本と覚書を交わしており、個人情報の保護に万全を尽くしている旨を主張されている。しかし、覚書第1条で、同本部は「個人情報を本業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない」と定めているものの、この覚書には「本業務」の定義規定がないため、何が目的外なのか不明で、目的外利用を抑止できないというお粗末な内容である。また、覚書第2条では、

個人情報の複写、複製が禁止されているが、京都市は宛名シールと別に宛名シールのコピーを同本部に渡しており（2019年5月10日付京都民報Web）、「宛名シールなら使えば情報は残らない」という市の弁明が虚偽であったことが判明している。更に、同覚書によっても利用後の情報破棄を確認するとはされていない。毎年毎年これが繰り返されていけば、自衛隊には膨大な個人情報が蓄積されることになるが、その利用に関する実効的な歯止めは事実上存在しない。

#### (4) 他市の対応

京都市と同様の個人情報保護条例を有する政令指定都市の福岡市では、紙媒体又は電子媒体での名簿提供について、「自治体の義務でない自衛隊への名簿提供をあえてやろうとすれば、市の個人情報保護条例に抵触する」「市条例では『法の定めがあれば個人情報を提供できる』が、自衛隊法施行令は具体性に欠け、定めとは言えない」（朝日新聞2019年2月14日付）との立場で閲覧対応に止めている。

京都府内でも向日市、福知山市等は、同様に名簿提供については法的根拠がないとの理由で応じておらず、閲覧対応に止めている（京都新聞2018年11月18日付）。宇治市も市議会において、「市の個人情報保護条例に基づいても提供はできない」と答弁している（2019年2月27日）。

このような他市の対応に照らしても、京都市の宛名シール提供は突出しており、法令解釈を誤るものである。

#### (5) 結論

以上により、本件情報提供は、憲法上も条例上も違法というほかなく、原決定は是正されるべきである。

### 7 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

#### (1) 前提

##### ア 個人情報利用停止請求について

条例第30条に規定されている個人情報利用停止請求（以下「利用停止請求」という。）は、公文書に記録されている自己の個人情報が条例第8条第1項又は第2項等に違反して提供等されていると認める者が、当該個人情報の提供等の停止を請求することができるものである。

実施機関が当該利用停止請求に理由があると認めたときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該個人情報の提供等の停止を行わなければならない。

##### イ 本件利用停止請求の対象となった個人情報について

本件利用停止請求の対象となった個人情報は、京都市から京都地本に対し提供される宛名シール（対象者は平成9年4月2日から平成10年4月1日までに出生又は平成13年4月2日から平成14年4月1日までに出生した男子及び女子（日本人住民に限る。以下「募集対象者」という。））に記載された審査請求人らの住所及び氏名である。募集対象者に係る住所及び氏名（以下「募集対象者

情報」という。)は、京都市長が、防衛大臣及び京都地本本部長から自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な情報として提出の依頼を受けたものであり、住民基本台帳データから募集対象者の情報を抽出して作成する宛名シール(紙媒体)に印刷されている。

ウ 本件各請求について

本件各請求は、いずれも、各審査請求人の住所及び氏名を記載した宛名シールを、京都市が京都地本に対して提供すること(本件情報提供)の停止を求めるものである。

(2) 当審査会が判断すべき事項

ア 処分庁は、本件各請求に対して「条例第8条第1項又は第2項の規定に違反して提供するものではないため」との理由で、京都地本に対する募集対象者情報の提供を停止しない旨の個人情報非利用停止決定を行った。

イ 条例第8条は、個人情報に適正に収集された場合であっても、その提供等の仕方によっては個人の権利利益を侵害するおそれが生じることから、実施機関が行う個人情報の提供等に制限を設けたものである。

同条第1項本文では、事務の目的を超えて、個人情報を実施機関以外のものに提供等してはならないと規定されているが、例外的に、同項各号に掲げる場合には、目的を超えての個人情報の提供(以下「目的外提供」という。)が許容されており、同項第1号に「法令に定めがあるとき」と規定されている。

また、条例第8条第2項は、同条第1項ただし書の規定により目的外提供をする場合には、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない旨が規定されている。

ウ 処分庁による目的外提供が、条例第8条第1項又は第2項の規定に反している場合、当該目的外提供は停止される必要があるため、当審査会では、処分庁が当該各規定に則して本件情報提供を実施しているか否かについて以下検討する。

(3) 本件情報提供の条例第8条第1項第1号該当性について

ア 双方の主張

(ア) 処分庁は、「自衛官の募集に関する事務の一部については、自衛隊法第97条第1項により、市町村の法定受託事務とされている。また、自衛隊法施行令第120条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されている」、「本件情報提供については、条例第8条第1項第1号に規定されている「法令に定めがあるとき」に該当するもので、国の公式見解においても、「自衛官の募集に関して必要となる個人の氏名、生年月日等の情報に関する資料については、両規定により、防衛大臣が市町村の長に対して提出を求めることができると解される。」ことが示されている」などと主張している。

(イ) これに対し、審査請求人は、「京都市個人情報保護条例は、法令に定めがあるときなど例外に当たらない場合を除き、市長その他の市の機関が、それ以外のものに本人の同意なく個人情報を提供することを原則として禁じている（同条例8条）。従って、本人の同意なしに個人情報を提供するには、法令の定めが必要とされるが、本件においては明文の法令の定めが存在しない。」、「自衛隊法97条1項を受けて、自衛隊法施行規則120条は「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な・・・資料の提出を求めることができる。」と定める。京都市が今回の方針の直接的な根拠とするのがこの規定である。しかし同条は、①防衛大臣の協力要請を根拠づけるものに過ぎず、市町村長が何をすべきかしてよいかは全く規定しておらず、②同条による資料提出要請はあくまで依頼に過ぎず市町村長には答える義務すらない。また③同条の報告・資料提供要請は、自治体の募集業務が円滑に行われているか確認するためのものに過ぎず、これにより個人情報を根こそぎとれるというのは無理がある。さらに④自衛隊法97条に個人情報の取得に関する定めがないのに、施行令によりこれほど広範な個人情報の取得が認められるというのは解釈上無理がある。」などと主張している。

(ウ) そこで当審査会は、両者の主張を踏まえ、処分庁が両規定を条例第8条第1項第1号に規定する「法令に定めがあるとき」の根拠としたことの適否について検討する。

#### イ 両規定に個人情報の提供に係る明示がないことについて

(ア) 自衛隊法第97条第1項を確認すると「・・・市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と規定されており、当該規定を受ける同法施行令の規定のうち、同法施行令第120条において「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、・・・市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されている。

両規定の文言を見る限り、審査請求人の主張するとおり、京都地本が募集対象者の「個人情報」を資料として提出するよう求めることができるとは明示されていない。

(イ) ところで、条例第8条第1項第1号で規定している「法令に定めがあるとき」とは、京都市においては、法令で目的外提供をすることができることを明文で定めている場合のほか、法令の規定の趣旨、目的により目的外の提供をすることができる場合と解される場合も含まれるとして解釈、運用されている（京都市の「個人情報保護事務の手引」P29）。

(ウ) また、両規定の趣旨や目的の解釈については、国から次のとおり一定の見解が示されている。

a 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる個人の氏名、生年月日等の情報に関する資料については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により、防衛大臣が市町村の長に対し提出を求めることができるものと解される。

自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要な資料を市町村の長が自衛隊地方協力本部に提出することは、これらの規定に基づいて遂行される適法な事務であり、住民基本台帳法上に明文の規定がないからといって、特

段の問題を生ずるものではないと考える。(平成26年10月7日内閣衆質187第2号)

b このほか、各都道府県住民基本台帳担当部長宛て通知(平成27年3月31日総務省自治行政局住民制度課長通知)や防衛大臣記者会見(平成31年2月19日)などにおいても同趣旨

(エ) 自衛隊法施行令第120条の規定により市町村が処理することとされている事務については、法定受託事務と定められている(地方自治法施行令第1条及び別表第1)。法定受託事務は、法律又はこれに基づく政令により市町村等が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとされており、このような法定受託事務について国自身が示している公式見解は、市町村にとっては大きな意義を有している。

したがって、上記(ウ)のような国の見解がある中で、たとえ当該国の見解に対する異論が存在したとしても、処分庁が両規定を条例第8条第1項第1号の「法令に定めがあるとき」の根拠としたことについては、これを条例に反するものと評価することはできない。

ウ 義務付け規定ではない両規定への対応について

(ア) 両規定については、「必要な・・・資料の提出を求めることができる」とされており、提出を義務付ける旨の規定(以下「義務付け規定」という。)ではない。京都市の運用では、「条例第8条第1項第1号の「法令に定めがあるとき」には、目的外提供が義務付けられていない場合が含まれるが、この場合においては、別に定める類型に従って判断を行うものとされている(京都市の「個人情報保護事務の手引」P30、P224)。

したがって、当審査会は、処分庁が本件情報提供について当該類型に従って適切に判断しているかについて、以下検討する。

(イ) 当該類型の規定は、以下のとおりである。

	類 型	理 由
9	法令に基づく要請等 法令に基づいて、必要な限度で個人情報を提供する場合。 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	法令に基づいて行われる要請、照会等であり、公共的職責を担う機関等の規定に基づいて行われる事務処理に必要とされるものがあるため。 (1) 法律若しくはこれに基づく政令に基づき、国の行政機関等からの個別的かつ具体的な指示により文書等を提供する場合 (2)~(7) 略

(ウ) 当審査会が、防衛大臣及び京都地本本部長から京都市長に対する募集対象者情報等の提出に係る依頼文書を確認したところ、両規定に基づく募集対象者情報の提供に当たって京都地本が求めている内容は、かなり具体的に対象者を絞り込んだうえ、提供の方法についても紙媒体(宛名シール)にて提供するよう具体的に指定されている。したがって、これは、類型の「法令に基づく要請等」(理由欄の「(1) 法律若しくはこれに基づく政令に基づき、国の行政機関等からの個別的かつ具体

的な指示により文書等を提供する場合」)に該当するものと認められる。

(エ) また、当該類型は、「必要な限度で個人情報を提供する場合」であって、かつ、「本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る」とされているため、次に本件情報提供のこれらの要件の該当性についても検討する。

なお、これは、条例第8条第2項の規定に適合しているか否かの検討と重なるものである。

(オ) この点について、当審査会が確認したところ、処分庁が本件情報提供をするに当たっては、次のような対応状況等を認めることができる。

- a もともと4項目(住所、氏名、性別、生年月日)の提供が求められていたものを、宛名シールの提供とすることで、2項目(住所、氏名)の提供に限定されている。
- b 自衛隊側に個人情報が残らないよう、京都地本と覚書を交わし、個人情報の返還を求め、実際に返還を受けている。
- c 従前は住民基本台帳の閲覧(書写)で対応していたものであるが、その際に京都地本が取得し得る個人情報の項目の範囲に比べ、宛名シールによる提供項目は少ない。また書写に比べて、自衛隊側に個人情報が残るリスクが低減されている。
- d 募集対象者情報を宛名シールに印字して提供すること等について、事前に京都市のホームページに掲載し、一定の周知を図るとともに、個人情報の利用停止請求があった場合は、事実上の措置として、請求者の個人情報を宛名シールから除外している。

(カ) これに対し、審査請求人は、「従前京都市が閲覧・書写で対応してきた個人情報は約8000件であり、本件情報提供により、提供される個人情報は一気に2万6601人と3倍以上に膨張しており人権侵害の範囲が拡大している。」、「覚書第1条で、同本部は「個人情報を本業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない」と定めているものの、この覚書には「本業務」の定義規定がないため、何が目的外なのか不明で、目的外利用を抑止できないというお粗末な内容である。覚書第2条では、個人情報の複写、複製が禁止されているが、京都市は宛名シールと別に宛名シールのコピーを同本部に渡しており、「宛名シールなら使えば情報は残らない」という市の弁明が虚偽であったことが判明している。」、「同覚書によっても利用後の情報破棄を確認するとはされていない。毎年毎年これが繰り返されていけば、自衛隊には膨大な個人情報が蓄積されることになるが、その利用に関する実効的な歯止めは事実上存在しない。」などと主張している。

(キ) 確かに審査請求人が主張するように、従前の住民基本台帳の閲覧、書写による方法に比べ、宛名シールの提供では、情報提供される募集対象者の数が増大する実態があり、それだけ多くの個人情報をやりとりすることに伴う懸念が生じることは理解できる。

しかし、これは、宛名シールの提供という方法により、京都地本の「閲覧及び書写」という人的作業が不要になることに伴う効率化の結果であって、収集目的が変わらないのであれば、特に量的な制限のない従前の閲覧及び書写による入手との間に本質的な違いはないものと考えられる。

逆に、閲覧及び書写による場合は、閲覧の際に、募集対象者の住所、氏名以外の情報や、募集対

象者以外の者の氏名、住所などの情報も京都地本の目に触れることによる懸念が生じ得る側面もある。

加えて、宛名シールにより提供した募集対象者情報は、書写によるものと比較すると、募集のダイレクトメールを送付することでその多くが京都地本の手元には残らないため、自衛隊に情報が蓄積されるリスクはむしろ低く、仮に京都地本に残ったものがあつたとしても、それらを全て京都市に引き渡す旨の覚書が交わされており、審査請求人が問題視する宛名シールのコピーも含め、実際に返却されている。

(ク) よって、上記 (オ) から (キ) までについて、総合的に勘案すれば、当審査会は、処分庁による本件情報提供は、上記 (イ) の類型の「必要な限度で個人情報を提供する場合」及び「本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る」の要件にも該当するものと認める。

## エ 結論

以上のとおり、当審査会は、処分庁が本件情報提供を条例第8条第1項第1号の「法令に定めがあるとき」に該当すると判断したことは、是認できるものであると認める。

### (4) 本件情報提供の条例第8条第2項該当性について

条例第8条第2項は、同条第1項ただし書の規定により目的外提供をする場合には、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない旨を定めている。この点に関しては、上記(3)ウ(エ) から (ク) までで述べたとおり、当審査会は、処分庁による本件情報提供が同項に適合しているものと認める。

### (5) その他

審査請求人は、憲法論や自衛隊法及び同法施行令の解釈論を展開し、また、他市の対応状況等も示し、本件情報提供が誤りであることを主張している。しかしながら、仮に、その考え方の中に傾聴すべき点があつたとしても、各市の対応はそれぞれであり、当審査会としても、義務付け規定でない両規定による情報提供の求めに応じるか否かについては、京都市における本件情報提供も含め、あくまでも各市の政策的な判断又は裁量の問題であると考えられるものである。

### (6) 結論

したがって、当審査会は、本件情報提供が条例第8条第1項又は第2項の規定に違反するものではないとして処分庁が行った本件各処分に違法又は不当な点はないと判断する。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

### (7) 付言

本件審査請求に係る当審査会の結論については上記のとおりであるが、当審査会における審議の過程において以下の2点については、結論に直接影響を及ぼすものではないものの、処分庁における取扱いに一定の見直し等の検討が必要と考えられるため、下記のとおり付言することとする。

#### ア 覚書の記載内容等について

当審査会でも、覚書を確認したところ、確かに審査請求人が主張しているように、「本業務」の文言については、これが具体的に何を指しているのか必ずしも明らかではない。

そのため、覚書中でこの文言を使用している「1 目的外使用の禁止」、「3 委託の禁止」、「5 業務完了後の取扱い」の各項において、業務の目的、範囲又は期間が曖昧となり、募集対象者情報の適正な取扱いが担保されているのか疑義が生じ得る。

処分庁におかれては、覚書の記載内容を改めて点検するなど、京都地本との間で、今後とも募集対象者情報の適正な取扱いが確実になされるよう努めるべきである。

#### イ 宛名シールの提供を希望しない者への対応方法について

処分庁は、条例に基づく利用停止請求をした者については、事実上の措置として募集対象者情報を記載した宛名シールを京都地本へ提供しない対応をしている。

しかし、本件各請求のように、当該利用停止請求を認めない決定をすることを想定しているにもかかわらず、募集対象者に利用停止請求をさせることは、明らかに本来の利用停止請求の制度の趣旨に沿うものではない。また、事実上の対応を行ううえでの契機とすることに目的を置くのであれば、必ずしも条例による利用停止請求の手続による必要はない。

処分庁におかれては、宛名シールの提供を希望しない者への対応については、より簡便かつ利用しやすい仕組みの構築を検討するべきである。

## 別表 審査請求の経過

諮問番号	請 求 日 等	
個第230号	請 求 日	平成31年 2月 4日
	請 求 内 容	本人の住所, 氏名の情報を「京都市から自衛隊京都地方協力本部に対し, 提供される住所, 氏名を記載した宛名シール」から除外すること。
	請 求 先 所 属	文化市民局地域自治推進室
	処 分 通 知 日	平成31年 2月 27日
	審 査 請 求 日	平成31年 4月 3日
個第231号	請 求 日	平成31年 1月 28日
	請 求 内 容	本人の住所, 氏名の情報を「住民基本台帳データから自衛隊募集にかかる適齢者情報を抽出し作成した宛名シール」から除外すること。
	請 求 先 所 属	文化市民局地域自治推進室
	処 分 通 知 日	平成31年 2月 27日
	審 査 請 求 日	平成31年 4月 4日
個第236号	請 求 日	平成31年 3月 13日
	請 求 内 容	本人の住所, 氏名の情報を「住民基本台帳データから自衛隊募集にかかる適齢者情報を抽出し作成した宛名シール」から除外すること。
	請 求 先 所 属	文化市民局地域自治推進室
	処 分 通 知 日	平成31年 3月 27日
	審 査 請 求 日	令和元年 6月 20日

(参考)

1 審議の経過

	諮問番号	年月日等
諮問	諮問個第230号	令和元年 5月 7日
	諮問個第231号	令和元年 5月 7日
	諮問個第236号	令和元年 7月18日
弁明書	諮問個第230号	令和元年 6月10日
	諮問個第231号	令和元年 6月10日
	諮問個第236号	令和元年 8月19日
反論書	諮問個第230号	令和元年 7月17日
	諮問個第231号	令和元年 7月17日
	諮問個第236号	令和元年 9月 6日
審議	諮問個第230号	令和元年10月17日(令和元年度第5回会議) 諮問庁の職員の口頭理由説明
	諮問個第231号	令和元年11月21日(令和元年度第6回会議) 審査請求人の口頭意見陳述
	諮問個第236号	令和元年12月19日(令和元年度第7回会議) 審議 令和2年 1月29日(令和元年度第8回会議) 審議 令和2年 2月28日(令和元年度第9回会議) 審議

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会(部会長 佐伯 彰洋)